

写

議案第五十五号

吉田地区農道舗装事業（農村地域農業構造改善事業）の経費の

賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について

次のとおり吉田地区農道舗装事業（農村地域農業構造改善事業）の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求め

る。

昭和五十八年六月十六日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾八年六月拾七日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

一 事業の名称及び工事名 農道舗装事業

吉田地区農道舗装工事

二 施行場所 三朝町大字吉田地内

三 経費の賦課基準 事業費の三〇パーセント以内を受益者に面積割  
で賦課するものとする。

四 徴収の時期 工事に着手した日の翌日からその年度の三月  
三十一日までの間

五 徴収の方法 金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町  
条例第十八号）の例による。